

京都市環境影響評価公聴会実施要領

1 趣旨

この要領は、京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第30条又は第49条に規定する公聴会の開催等について、京都市環境影響評価等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、規則第54条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 公述人の選定

- (1) 市長は、規則第20条及び第39条の規定による公述人の選定に当たって、公述申出者に同趣旨の意見を有するとみなされる者がある場合は、同趣旨の意見ごとに区分し、各区分の中から公述人を選定することができる。
- (2) 規則第18条第3号又は第37条第3号に規定する公述人の人数は、10名程度とする。ただし、公述申出者が多数であって、公聴会の運営上必要があると認めるときは、1人当たりの公述時間の短縮、公聴会の開催時間の延長等、できる限り公述の機会を確保するよう努めるものとする。
- (3) 条例第30条第3項又は第49条第3項の規定により提出された書面（以下「公述申出書」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とし、公述人に選定しない。
 - ア 意見の要旨及び理由が当該環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）と関連がないとき。
 - イ 意見の要旨及び理由が環境の保全の見地からのものでないとき。
 - ウ 意見の要旨及び理由が京都市域に係るものでないとき。
 - エ 記載事項に記載漏れ又は虚偽の記載があるとき。
 - オ 日本語で記載されていないとき。
 - カ 著しい汚損等により記載事項が判読できないとき。
 - キ 提出期限後に到達又は持参がされたとき。

3 公述についての通知

- (1) 規則第20条又は第39条に規定する通知をするに当たっては、公述順及び公述時間を記載するものとする。
- (2) 公述順は、条例第30条第3項又は第49条第3項の規定による届出を受け付けた順とする。
- (3) 前項の選定の結果、公述人に選定されなかった者に対し、その旨を通知するものとする。

4 公聴会の開催

- (1) 1人当たりの公述時間は、10分以内を原則とする。
- (2) 公聴会の開催時間は最大2時間程度とする。
- (3) 規則第21条又は第40条に規定する主宰者は、公述人が指定する時刻までには出席しない場合は、当該公述人が提出した公述申出書を事務局に朗読させることによって、意見の陳述に代えることができる。
- (4) 主宰者は、公述人に対し質疑することができる。
- (5) 公述人は、本人に代わり代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することはできない。ただし、主宰者が特に必要と認めた場合は、主宰者は、公述人に文書で意見を提示させ、事務局にその朗読をさせることができる。
- (6) 主宰者は、傍聴しようとする者が傍聴席の収容人員を超えるとき又は事故の防止その他の必要があると認めるときは、その入場を制限することができる。

5 公聴会記録書

- (1) 条例第30条第4項又は第49条第4項に規定する公聴会記録書には、次の各号に掲げる事項を記載する。
 - ア 公聴会の対象である対象事業の名称及び種類
 - イ 公聴会の開催の日時及び場所
 - ウ 規則第21条又は第40条に規定する職員の氏名
 - エ 公述人の氏名及び住所
 - オ 公述内容
 - カ 第2項により公述人に選定されなかった者の住所及び氏名並びにその者に係る規則第19条第3項又は第38条第3項に規定する意見の概要
 - キ その他公聴会の経過及び概要に関する事項
- (2) 条例第30条第4項に規定する公聴会記録書を作成したときは、事業者に送付するほか、公述申出者に送付するものとする。
- (3) 条例第49条第4項に規定する公聴会記録書を作成したときは、事業者及び京都府知事に送付するほか、公述申出者に送付するものとする。
- (4) 公聴会記録書の送付に当たっては、個人を特定できないよう必要な配慮を行うものとする。

6 公聴会の取りやめ等の公告

- (1) 条例第30条第3項又は第49条第3項の届出がないときは、公聴会を

取りやめるものとする。

- (2) 次の各号に該当する場合は、公聴会の開催を延期するものとする。
 - ア 震災、風水害等の発生又はそのおそれがあり、公聴会の開催が困難なとき。
 - イ その他公聴会の開催が困難なとき。
- (3) 前2項の規定により公聴会を延期又は取りやめることとしたときは、その旨及び次に掲げる事項を速やかに公告する。
 - ア 規則第18条第1号又は第37条第1号に掲げる事
 - イ 当該公聴会の開催予定日時及び場所

附則

この要領は、決定の日（平成11年11月11日）から実施する。

この要領は、決定の日（平成27年2月24日）から実施する。

この要領は、決定の日（令和4年7月1日）から実施する。

この要領は、決定の日（令和5年9月1日）から実施する。